

日行連発第 1556 号
平成 29 年 3 月 2 日

法務大臣
金田 勝年 様

インターネットを利用した在留資格関連手続きに関する要望書

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫

平素から当会の運営につきまして、御理解、御協力を賜り心より御礼申し上げます。

さて、インターネットを利用した在留資格関連手続きに関する要望を下記のとおり申し述べますので、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

*趣 旨

法務省令の改正により、インターネットを利用して外国人本人が入国在留手続きを行えるようになる場合、外国人本人に代わって行政書士もインターネットを利用した申請書等の提出が可能となるよう要望いたします。

*詳 細

先般、「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日）に基づき、法務省が在留資格に関する手続きをインターネットでも行えるようにするため、法務省令の改正をする方針を固めたことが報道されました（平成 28 年 8 月 21 日付読売新聞）。

行政書士は、行政書士法に基づき本人に代わって申請書の作成・提出を行うことが認められておりますが、入国在留手続きにおいては、①申請人の同一人性の確認及び②申請意思の確認のため本人にその出頭を求める必要が高いとの理由から、本人出頭主義が適用されております。一方では、入管法が定める本人出頭主義の例外として法務省令がいわゆる申請取次者が本人に代わって申請書等の提出を行うことを認めているところ、平成元年の法務省令改正以来、地方入国管理局長に届出済の行政書士は本人に代わって申請書等の提出を行うことが認められております（申請取次制度）。

制度発足時より、入国在留手続きに関与してきた行政書士にインターネットを利用した申請書等の提出を認めることは、行政窓口の混雑緩和に寄与し外国人への利便の促進となります。また、電子申請に通曉している行政書士が外国人本人に代わって電子申請が可能となる制度及びシステム構築をしていただく事により、在留管理基盤強化と在留資格手続きの、より一層の円滑化・迅速化に資する事になると考えます。この点を含め、行政書士をより一層活用していただきたくお願い申し上げます。

以上